

# 衆議院農林水産委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 20 日（水）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 ①農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）  
②農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 56 号）
  - ・金子農林水産大臣、武部農林水産副大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・両案に対し、田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
  - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
  - ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志）
  - ・両案に対し築和生君外 5 名（自民、立民、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、渡辺創君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産）  
（質疑者）空本誠喜君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 空本誠喜君（維新）

- (1) 食料自給率関係
  - ア 食料自給率目標 45%の早期達成及び更に高い目標を掲げる必要性
  - イ 米、麦、大豆の作付面積、生産量及び消費量を増大させ食料自給率を向上させる必要性
- (2) 農政の目的及び理念の変遷及び今後の方向性
- (3) 米の生産調整が実質的に継続している現状に対する見解
- (4) 農地中間管理機構関係
  - ア 農業振興公社等が農地中間管理機構に指定されたことによる業務量増加の状況
  - イ 農地の集積・集約化に係る現地コーディネーターを増員する必要性
- (5) 新規就農に対する支援策
- (6) 農地付き空き家関係
  - ア 国土交通省における取組
  - イ 政府全体で空き家対策等に取り組むよう農林水産大臣から内閣総理大臣に働きかける必要性
- (7) 活性化計画により荒廃農地等の林地化等を実施する主体
- (8) 農地の取得を含め多様な担い手や民間企業の農業参入を進める必要性
- (9) 鳥獣被害関係
  - ア 環境省における鳥獣被害の実態把握及び対策の状況
  - イ 農林水産省における環境省との連携状況を含めた鳥獣被害対策の状況
- (10) 活性化計画による林地化の具体的な進め方
- (11) 農地及び森林における産業廃棄物の不法投棄に対する環境省の認識
- (12) 農地において産業廃棄物等の不法投棄が行われた場合の対応
- (13) 農地転用について農業委員会が果たしてきた役割及び宅地化についてより厳格に対応する必要性

## 長友慎治君（国民）

- (1) 農業の経験等がない者が新たに有機農業を始めることを希望した場合の相談先
- (2) 有機農業に取り組むことを希望する新規就農者に対し、地域の関係者が本人の意向と異なる作目等を推奨している実情に対する農林水産省の見解
- (3) ほ場における女性の農業者が働きやすい環境整備の在り方
- (4) 農業を新たに始めようとする者が地域おこし協力隊の制度を活用することに対する総務省及び農林水産省の見解
- (5) 農業者が自信を持って次世代に農業を勧められるようにするための農政の在り方

#### 田村貴昭君（共産）

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係
  - ア 地域計画策定等に当たっての市町村のマンパワー確保に対する支援
  - イ 農地利用最適化交付金の支援対象
  - ウ 市町村におけるマンパワーの質の確保に対する農林水産省の考え方
  - エ 省令で地域計画の基準等を定める際に市町村の意向を調査する必要性
  - オ 全国市長会による意見書における要望事項への対応
  - カ 省令で定める地域計画の基準において農地の集約化に関する定量的な数値を示す考えの有無
  - キ 期限を定めて地域計画の策定を求めることが地域への押し付けとなる懸念に対する農林水産省の見解
  - ク 各種交付金の支給と地域計画の策定を紐づけするとの報道（令和3年5月21日付 日本経済新聞）の内容についての事実確認
  - ケ 地域計画の策定と補助事業を関連付ける際の具体的な基準
  - コ 補助事業との関連付けと全国市長会の要望内容への対応との整合性
  - サ 成果実績を重視していた農地利用最適化交付金について農業委員会の日常活動を評価する仕組みに見直す必要性
  - シ 改正後の農業経営基盤強化促進法第22条の2に規定する市町村が農用地等の所有者等に対して行う農地中間管理機構との協議に係る勧告関係
    - a 勧告を行う前提となる「農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認める」場合の具体的な状況
    - b 本規定が全国市長会の指摘に係る「地域に無用な軋轢を生じさせる」ことにつながる懸念
  - ス 人・農地プランの取組が困難である地域の実情についての農林水産省の見解
  - セ 農業従事者の所得向上を図るための施策
- (2) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律における活性化計画の実績が法律制定当時よりも減少している理由及び今回の改正後の見通し

#### 北神圭朗君（有志）

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案関係
  - ア 地域における協議や地域計画の策定における関係機関による連携、役割分担等の在り方についての農林水産省の見解
  - イ 市町村の農政部局と農業委員会事務局の連携の在り方
  - ウ 地域計画に取り組む期間において集中的に市町村及び農業委員会の人員を増やす必要性
  - エ 農地利用最適化交付金関係
    - a これまでの活用実績を踏まえた周知徹底の在り方
    - b 現場での使い勝手を良くするための令和4年度予算における見直しの内容
- (2) ほ場整備において再生砕石を使用すべきでないとする関係事業者の意見に対する農林水産省の見解